

○厚生労働省令第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(調整対象収入額の算定方法)

第五条 調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし

、五万二千九百六円九十六銭を超える場合は五万二千九百六円九十六銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。

）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四條第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額

$\times 0.379778622$

Ⓚ 調整対象需要額の半額を控除した額

ロ 当該都道府県の賦課期日（法第七十六條の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九條の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、 0.09695546925 を超える場合は 0.09695546925 とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四條第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額

$0.000006959692 \times$

改正前

(調整対象収入額の算定方法)

第五条 調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし

、五万四百五十七円二銭を超える場合は五万四百五十七円二銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四條第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額

$\times 0.37323208$

Ⓚ 調整対象需要額の半額を控除した額

ロ 当該都道府県の賦課期日（法第七十六條の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九條の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、 0.0924897571335 を超える場合は 0.0924897571335 とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四條第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額

$0.000006841515 \times$

当該世帯に属する被保険者の数

二 次に掲げる額の合算額

イ 一万三千二百九十一円六十五銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ 0.024432612470 に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三 次に掲げる額の合算額

イ 一万六千二百二十三銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ 0.022425062100 に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2 (略)

3 一万三千二百九十一円六十五銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に 0.024432612470 を乗じて得た額との合計額が二十四万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\frac{\text{当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}}{\text{賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数}} \times 240,000 \text{円} - 13,291 \text{円} 65 \text{銭}$$

当該世帯に属する被保険者の数

二 次に掲げる額の合算額

イ 一万九百六十五円三十六銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ 0.022084393280 に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三 次に掲げる額の合算額

イ 一万五千六百六十七円四十五銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ 0.020925529350 に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2 (略)

3 一万九百六十五円三十六銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に 0.022084393280 を乗じて得た額との合計額が二十万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\frac{\text{当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額}}{\text{賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数}} \times 200,000 \text{円} - 11,965 \text{円} 36 \text{銭}$$

0.024432612470

4 一万六千二十円二十三銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二四二五〇六二一〇〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者} \\ \text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に属する} \\ \text{介護納付金賦課被保険者の数} \end{array} \right] \times 170,000 \text{ 円} - 16,020 \text{ 円} \times 23 \text{ 銭} \times 0.022425062100$$

附則

第六条 令和五年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万二千九百六円九十六銭」とあるのは「五万四千三百九円十四銭」と、「0.379778622」とあるのは「0.388911349」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」及び「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」及びその「前項第一号ロ中「〇・〇九六九五四六九二五二」とあるのは「〇・一〇〇一七三〇四九九二八」と、「0.0000006959692」とあるのは「0.000000718062」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万三千二百九十一円六

0.022084393280

4 一万五千六百六十七円四十五銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二〇九二五五二九三五〇を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者} \\ \text{に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に属する} \\ \text{介護納付金賦課被保険者の数} \end{array} \right] \times 170,000 \text{ 円} - 15,667 \text{ 円} \times 45 \text{ 銭} \times 0.020925529350$$

附則

第六条 令和四年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万四千五百七円二銭」とあるのは「五万二千六百十円三銭」と、「0.373233208」とあるのは「0.378591229」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」及びその「前項第一号ロ中「〇・〇九二四八九七五七二三五」とあるのは「〇・〇九六一四九四八四九〇四二」と、「0.0000006841515」とあるのは「0.0000006978783」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万九千六百六十五円三十六銭」と

十五銭」とあるのは「一万三千二百四十二円五十銭」と、「〇・〇二四四三二六二二四七〇」とあるのは「〇・〇二四四一一七三四八」と、「13,291円65銭」とあるのは「13,242円50銭」と、「0.024432612470」とあるのは「0.0244117348」とし、同条第四項中「一万六千二百円二十三銭」とあるのは「一万五千八百八円六十銭」と、「〇・〇二二四二五〇六二一〇〇」とあるのは「〇・〇二二八〇五五八九〇三」と、「16,020円23銭」とあるのは「15,808円60銭」とし、「0.022425062100」とあるのは「0.02280558903」とする。

あるのは「一万九百九円六十三銭」と、「〇・〇二二〇八四三九三二八〇」とあるのは「〇・〇二二三二六七四六〇五」と、「11,965円36銭」とあるのは「11,909円63銭」と、「0.022084393280」とあるのは「0.02232674605」とし、同条第四項中「一万五千六百六十七円四十五銭」とあるのは「一万五千四百三十五円」と、「〇・〇二〇九二五二九三三〇〇」とあるのは「〇・〇二二八三三二〇二八七〇」と、「15,667円45銭」とあるのは「15,435円」とし、「0.0209255293350」とあるのは「0.02183202870」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和五年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。